

洪水警報・注意報、暴風警報・強風注意報及び 暴風雪警報・風雪注意報の発表基準の変更について

令和7年3月25日13時に、洪水警報・注意報、暴風警報・強風注意報、及び暴風雪警報・風雪注意報を、より適切な発表基準に変更します。

豊平川上流及び芽室川における洪水予報の開始、また、留萌地方において最新の暴風、暴風雪による災害資料等を用いて精査した結果、以下のとおり警報・注意報の発表基準を変更します。

この変更により、警報・注意報をより適切なタイミングで発表することが可能になり、市町村による災害対応を的確に支援できるようになります。

1. 基準変更日時

令和7年3月25日（火）13時

2. 発表基準を変更する市町村

(1) 洪水警報・注意報

石狩地方：札幌市

十勝地方：芽室町

(2) 暴風警報・強風注意報、暴風雪警報・風雪注意報

留萌地方：留萌市、増毛町、羽幌町天売焼尻、初山別村

3. 北海道で変更が生じる警報・注意報発表基準一覧表

石狩・空知・後志地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/sapporo.html
上川・留萌地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/asahikawa.html
釧路・根室・十勝地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kushiro.html

※ 基準変更日時以降、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

4. 補足

今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）にも反映します。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



洪水キキクル

問合せ先：気象防災部予報課 担当 宇恵野
電話 011-611-0170（内線 435）